

《施設名称》の管理運営に関する基本協定書

高知県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、《施設名称》（以下「《施設略称》」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と、〇〇の設置及び管理に関する条例（平成〇年高知県条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条第〇項の規定により指定管理者に指定された乙が相互に協力し、《施設略称》を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実等の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設、設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、別紙〇〇〇に定めるとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（※ 〇〇〇には、管理物件を特定した仕様書、財産台帳等の名称を記載すること。）

（指定期間）

第4条 乙が管理業務を実施する指定期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

（管理業務の内容等）

第5条 乙が行う管理業務は、条例第〇条に掲げる業務とする。

2 前項に規定する業務の内容は、別紙仕様書及び乙から提出された事業計画書に定めるとおりとする。

3 乙は、本協定書、別紙仕様書及び事業計画書並びにこれらに基づく甲の指示及び通知（以下「本協定書等」という。）に従って、管理業務を実施しなければならない。

（※ 第1項の規定内容では不十分と考えられる場合は、必要に応じて詳細な業務を明示すること。）

（※ 業務の内容を、要求水準書、募集要領等に規定している場合は、適宜、文言を追加、修正すること。）

(本協定書等に関する通知義務)

第6条 乙は、本協定書等によることができないとき又は本協定書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(管理代行料)

第7条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して管理代行料を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う管理代行料は、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限として各年度の予算の範囲内で定めることとし、各年度の管理代行料の額、支払方法等については、甲と乙とが別に締結する年度協定によるものとする。

【利用料金制度を導入している場合】

(利用料金収入の取扱い)

第8条 《施設略称》の利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

2 利用料金の額は、条例第〇条の規定により、乙が、あらかじめ甲の承認を得て、定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

<管理代行料を精算しない場合>

(剰余金の取扱い)

第8条の2 乙は、管理代行料と利用料金による収入との合計額から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額(以下「剰余金」という。)を得ることができるものとする。ただし、当該剰余金が管理代行料、利用料金による収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況、甲による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合は、甲と乙との協議により、当該剰余金のうち甲に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定めることができる。

(※ 各施設の設置目的、種類、性質等により、必要に応じて具体的な内容を規定すること。)

<管理代行料を精算する場合>

(管理代行料の精算)

第8条の2 管理代行料は、毎年度、精算するものとする。

2 乙は、管理代行料と利用料金による収入との合計額から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額(以下「剰余金」という。)が生じた場合は、当該剰余金を甲が指定する期日までに、甲に納付しなければならない。

【利用料金制度を導入していない場合】

(使用料の徴収)

第8条 甲は、《施設略称》の使用料の徴収の事務を乙に委託するものとする。

2 前項の規定により委託する事務の内容は、甲と乙とが別に締結する委託契約によるものとする。

<管理代行料を精算しない場合>

(剰余金の取扱い)

第8条の2 乙は、管理代行料から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額(以下「剰余金」という。)を得ることができるものとする。ただし、当該剰余金が管理代行料、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況、甲による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合は、甲と乙との協議により、当該剰余金のうち甲に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定めることができる。

(※ 各施設の設置目的、種類、性質等により、必要に応じて具体的な内容を規定すること。)

<管理代行料を精算する場合>

(管理代行料の精算)

第8条の2 管理代行料は、毎年度、精算するものとする。

2 乙は、管理代行料から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額(以下「剰余金」という。)が生じた場合は、当該剰余金を甲が指定する期日までに、甲に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託等の制限)

第10条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、第三者に委託し、又は請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 乙が、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙が負担するものとする。

(法令上の責任)

第 11 条 乙は、乙の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(責任及びリスク分担)

第 12 条 管理業務に関する責任及びリスク分担の区分については、別記 1「責任及びリスク分担の区分表」に定めるとおりとする。

2 前項の規定により定める事項で疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任及びリスク分担の区分は、甲と乙との協議により定めるものとする。

(施設等の維持修繕)

第 13 条 施設又は設備の修繕については、1 件につき〇万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のものについては甲が、1 件につき〇万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のものについては乙が自己の費用及び責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、甲と乙との協議により実施するものとする。

2 乙は、故意又は過失により施設又は設備を毀損滅失したときは、甲との協議により、自己の費用で当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

〔※ 以下第 13 条から第 15 条まで、各施設の管理状況等により、必要に応じて、文言を修正すること。〕

(甲による物品の貸与)

第 14 条 甲は、別紙に定める物品(以下「貸与物品」という。)を、無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は、指定期間中において、貸与物品を常に良好な状態に保たなければならない。

3 貸与物品の修繕については、1 件につき〇万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のものについては甲が、1 件につき〇万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のものについては乙が自己の費用及び責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、甲と乙との協議により実施するものとする。

4 貸与物品が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲と乙との協議により、当該物品の取扱いを決めるものとする。

5 乙は、故意又は過失により貸与物品を毀損滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による物品の購入等)

第 15 条 乙は、管理業務の実施に供するために必要な物品を購入し、又は調達するものとする。

2 前項の規定により購入し、又は調達した物品は、乙に帰属するものとする。ただし、甲があらかじめ指定した物品及び施設の管理運営に欠くことができないと認められる物品

については、指定期間の満了後に甲又は甲が指定する者に引き継ぐものとする。

(緊急時の対応)

第 16 条 乙は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

2 乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 緊急事態が発生した場合は、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たらなければならない。

(暴力団の利用の排除)

第 17 条 乙は、《施設略称》の利用許可に関して、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。次条において「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用される疑いのある場合は、甲が定める「指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要領」に基づき、甲と協議の上、適正に事務を処理しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第 18 条 乙は、管理業務の実施に当たって、暴力団員等（暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、本協定の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、本協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(文書等の管理)

第 20 条 乙は、管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録（以下「文書等」という。）について、高知県公文書規程（昭和 39 年 12 月高知県訓令第 64 号）の規定に準じて、適正に管理及び保存をしなければならない。

2 乙は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、文書等の管理について、甲の指示に従わなければならない。

(情報公開)

第 21 条 乙は、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）の規定に準じて、文書等の公開に努めなければならない。

(保険)

第 22 条 甲は、施設に係る火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、管理業務の実施に当たり、別紙仕様書に定める保険に加入しなければならない。

3 乙は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を、直ちに甲に提出しなければならない。

※ 第 1 項には、火災保険のほか、甲が加入すべき保険を定めること。加入すべき保険がない場合は第 1 項を削除し、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とすること。

※ 仕様書において、施設賠償責任保険等、乙が加入すべき保険について定めておくこと。

(特許権等の使用)

第 23 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(グリーン購入等)

第 24 条 乙は、管理業務の実施において物品等を調達する場合は、甲が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(管理業務の自己点検等)

第 25 条 乙は、《施設略称》の安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的かつ継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて業務の改善に取り組まなければならない。

2 乙は、利用者の意見及び要望を把握し、管理業務に反映するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第 26 条 乙は、指定期間における事業年度ごとに、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 事業計画書を変更する必要があるときは、甲と乙との協議により、決定するものとする。

(管理業務に従事する者に対する措置請求)

第 27 条 甲は、管理業務に従事する者が管理業務の実施につき著しく不相当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(管理業務の調査等)

第 28 条 甲は、必要がある場合には、乙に対して管理業務の処理状況につき、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(事業報告書の提出)

第 29 条 乙は、毎年度終了後○日以内に、事業報告書（別記様式○）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において、指定管理者の指定が取り消された場合は、当該指定が取り消された日から○日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(※ 必要に応じて、事業報告書の様式を定めること。)

【定期の報告書の提出を求める場合は、次の条を追加すること。】

(定期報告書)

第 29 条の 2 乙は、毎月（又は毎四半期）終了後、○日以内に、定期報告書（別記様式○）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第 30 条 甲は、毎年度終了後、本協定書等に定める内容に基づき管理業務の完了を確認し、検査を行うものとする。

(改善の指示)

第 31 条 第 28 条から前条までの規定に基づく調査、報告及び検査の結果、実施した管理業務の内容が本協定書等に適合しない場合は、甲は、乙に業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に従わなければならない。

(管理運営状況の評価及び公表)

第 32 条 甲は、毎年度終了後、乙による《施設略称》の管理運営状況の評価し、その結果を公表するものとする。

(自主事業の実施)

第 33 条 乙は、指定管理者指定申請書又は事業計画書で提案した自主事業について、自己の責任及び費用により実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、乙は、《施設略称》の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

※ 自主事業の実施を全く想定しないものについては本条を削除すること。あらかじめ自主事業が決まってない場合は第1項を削除し、第2項を次のとおりとし、第3項を第2項とすること。

「乙は、《施設略称》の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。」

※ 本条の規定は、自主事業の実施を担保すること、及び公の施設の設置目的にふさわしくない自主事業の実施を防ぐことを目的とするものであるが、施設の設置目的、自主事業の実施状況等により、必要に応じて、文言を修正すること。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第34条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲は、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力(天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)その他甲及び乙の責めに帰すことができない事由をいう。以下同じ。)により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、甲と乙とは、管理業務の継続について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 甲に対し虚偽の報告をし、又は報告若しくは調査を拒んだとき。

(2) 管理業務に関する甲の指示に従わなかったとき。

(3) 関係法令、条例又は本協定に違反したとき。

(4) 応募時の指定管理者の資格要件を満たさなくなったとき又は指定管理者指定申請書若しくは添付書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

(6) 破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。

(7) 自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。

(8) 組織的な違法行為が行われる等、施設の管理業務を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、乙による管理業務の実施を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において、指定の取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(※ 非公募の施設については、第1項第4号中、「応募時」を「選定時」に改めること。)

(暴力団排除措置による指定の取消し等)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 暴力団であると認められるとき。

(2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 第18条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合について準用する。

(指定の取消し等に伴う措置)

第37条 乙は、指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に管理代行料が支払われているときは、当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた管理代行料として甲が計算して定める金額を、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第 38 条 乙は、本協定に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 管理業務の実施に当たって、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(業務の引継ぎ)

第 39 条 乙は、指定期間が満了したとき（指定期間の満了後、引き続き乙が指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

(原状回復義務)

第 40 条 乙は、指定期間が満了したとき（指定期間の満了後、引き続き乙が指定管理者として指定されたときを除く。）又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、管理物件を原状に回復し、甲又は甲が指定する者に対して引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は、管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲又は甲の指定する者に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

(重要事項の変更)

第 41 条 乙は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協定の変更)

第 42 条 甲及び乙は、管理業務の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することのできない事由により本協定に定める条件が不適當となったときは、協議して本協定を変更することができる。

(疑義の決定等)

第 43 条 本協定に関し疑義のあるとき又は本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙との協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第 44 条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 高知県

高知県知事 ○○ ○○ 印

(※ 教育委員会にあつては教育長)

乙 住 所

氏 名

印

別記1 責任及びリスク分担の区分表

(例)

項目	内容等	甲	乙
物価等の変動	人件費、物品費、光熱費等の変動に伴う経費の増加		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
税制度の変更	一般的な税制変更(消費税を除く。)		○
	消費税の変更	○	
法令の改正	施設の設置基準、管理基準等の変更により、施設、設備等の改修又は整備が必要なもの	○	
	施設の管理業務一般に関するもの		○
施設の利用許可等	施設の利用許可、利用許可の取消し等		○
	甲の指定する施設の目的外使用許可	○	
	施設の利用許可、利用許可の取消等に対する不服申立て	○	
施設、設備の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき○万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のもの	○	
	1件につき○万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のもの		○
	施設の新設又は増改築	○	
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
貸与物品の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき○万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のもの	○	
	1件につき○万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のもの		○
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		○
	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応に関するもの		○
	その他	○	
セキュリティ	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等による情報漏洩、犯罪等の発生		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	その他	○	
保険への加入	火災保険への加入	○	
	〇〇保険(例:施設賠償責任保険等)への加入		○
不可抗力	不可抗力に伴う管理業務の履行不能、施設等の損害復旧等	協議事項	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取り消された場合における指定管理者の撤収費用		○

(注) 本表は、県と指定管理者との間での責任及びリスク分担の例示であること。

各施設の責任及びリスク分担については、各施設における指定管理者の業務等に応じて、責任及びリスクの内容とその分担を検討し、必要に応じて適宜、項目の追加、削除及び修正等を行うこと。この場合、指定管理者の募集要項及び協定書本文との整合性に注意すること。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる認められるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定による管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、本協定による管理業務を行うために個人情報を収集するときは、当該管理業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本協定による管理業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、本協定による管理業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、本協定による個人情報を取り扱う管理業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、本協定による管理業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間が満了し、又は指定が取り消された後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、本協定による管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙が本協定による管理業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

《施設名称》の管理運営に関する年度協定書

高知県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、平成〇年〇月〇日付けで締結した《施設名称》の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、次の条項により、平成〇年度の《施設名》（以下「《施設略称》」という。）の管理運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、平成〇年度における《施設略称》の管理業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業計画）

第2条 平成〇年度の事業計画は、別紙に定める事業計画書のとおりとし、乙は、当該事業計画書に沿って管理業務を実施しなければならない。

（※ 基本協定に基づき定めた毎年の事業計画書を別紙として添付すること。）

【管理代行料を精算しない場合】

（平成〇年度の管理代行料）

第3条 甲は、平成〇年度の管理業務の実施の対価として、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を乙に支払うものとする。

< 年度終了後、一括して支払う場合 >

（管理代行料の支払）

第4条 乙は、基本協定第〇条の規定による検査に合格したときは、甲に対し前条に定める管理代行料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から15日以内に管理代行料を乙に支払うものとする。

< 前金払をする場合 >

（管理代行料の前金払）

第4条 甲は、前条に定める管理代行料を、乙の請求により、次表に定めるところにより支払期日までに支払うものとする。

区分	支払金額	支払期日
第1回	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	平成〇年〇月〇日
第2回	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	平成〇年〇月〇日
⋮	⋮	⋮
第〇回	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	平成〇年〇月〇日

2 乙は、前項の請求を支払期日の15日前までに行うものとする。

3 前項の請求が支払期日の15日前までになされないときは、甲は、当該請求書を受理した日から15日以内に支払うものとする。

（※ 支払回数、支払期日は、管理業務の実態等を踏まえて、定めること。）

【管理代行料を精算する場合】

(平成○年度の管理代行料)

第3条 甲は、平成○年度の管理業務の実施の対価として、金○○,○○○,○○○円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)を乙に支払うものとする。

<年度終了後、一括して支払う場合>

(管理代行料の支払)

第4条 甲は、基本協定第○条の規定による検査に合格したときは、管理代行料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から利用料金による収入額を減じた額と前条に規定する管理代行料の限度額とを比較していずれか低い額とする。

(※ 利用料金制度を導入していない場合は、本項中「から利用料金による収入額を減じた額」を削除すること。)

3 乙は、前2項の規定により管理代行料が確定したときは、甲に対して管理代行料の支払を請求することができる。

4 甲は、前項の請求書を受理した日から15日以内に管理代行料を乙に支払うものとする。

<概算払をする場合>

(管理代行料の概算払)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める管理代行料を、乙の請求により次表に定める支払限度額の範囲内で支払期日までに支払うものとする。

区分	支払限度額	支払期日
第1回	○○,○○○,○○○円	平成○年○月○日
第2回	○○,○○○,○○○円	平成○年○月○日
⋮	⋮	⋮
第○回	残 額	平成○年○月○日

2 乙は、前項の請求を支払期日の15日前までに行うものとする。

3 第1項の請求が支払期日の15日前までになされないときは、甲は、当該請求書を受理した日から15日以内に支払うものとする。

(※ 支払回数、支払期日は、管理業務の実態等を踏まえて、定めること。)

(管理代行料の精算)

第5条 甲は、基本協定第○条の規定による検査に合格したときは、管理代行料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項に規定する管理代行料の確定額は、《施設略称》の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から利用料金による収入額を減じた額と第3条に規定する管理代行料とを比較していずれか低い額とする。

(※ 利用料金制度を導入していない場合は、本項中「から利用料金による収入額を減じた額」を削除すること。)

3 乙は、前条の規定により既に支払を受けた概算払額が、前項の規定による管理代行料

の確定額を超えるときは、その超過額を甲の指示に従って甲に返還し、当該概算払額が管理代行料の確定額を下回るときは、その不足額を甲に請求するものとする。

- 4 甲は、第1項の規定に関わらず、管理代行料のうち概算払により支払われた額に不用額があると認める場合は、甲と乙との協議により不用額を確定し、その額を甲の指定する期日までに返還することを乙に請求することができる。

(疑義等の決定)

第〇条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとし、年度協定に疑義のあるときは、必要に応じて甲と乙との協議により定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、年度協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 高知県
高知県知事 ○○ ○○ 印
(※ 教育委員会にあっては教育長)

乙 住 所
氏 名 印